

【現行】千葉県環境保全条例及び千葉県環境保全条例施行規則の 水質保全に関する規制について

(最終改正)

千葉県環境保全条例：平成 24 年 7 月 13 日条例第 58 号

千葉県環境保全条例施行規則：令和元年 10 月 29 日規則第 22 号

1 千葉県環境保全条例の目的

千葉県環境保全条例（以下、「条例」という。）は、生活環境の保全等に関する事業者等の責務や公害防止のための規制等について定め、現在及び将来における県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、千葉県公害防止条例を基本としつつ、平成 7 年 3 月に制定されました。

2 千葉県環境保全条例の水質保全に関する規制

(1) 届出

水質汚濁防止法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設(4 種類)を特定施設として、特定施設を設置しようとする者に知事に届出ることを義務付けています。

(2) 排水基準の遵守

特定施設を設置する工場・事業場（以下、「特定事業場」という。）から排出される水（以下、「排水」という。）に対して、排水基準（条例第 20 条）を定めており、排水を排出する者に対して、排水基準の遵守（条例第 28 条）を義務付けています。

また、自主測定結果について、記録をせず、又は虚偽の記録をした者に対し、6 カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金を科すことと規定しています（条例第 69 条第 1 号）。

(参考)

○特定施設（条例施行規則別表第一）

一	油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設
二	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
三	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 イ 牛房施設（牛房の総面積が一〇〇平方メートル未満のものを除く。） ロ 馬房施設（馬房の総面積が一〇〇平方メートル未満のものを除く。） ハ 鶏舎（鶏の飼養羽数が一、〇〇〇未満のものを除く。）
四	食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設であって、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出するもの（総床面積が一〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び汚水等が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号から第七十四号までに掲げる特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設において処理されるものを除く。以下「特定ちゅう房施設」という。）並びに特定ちゅう房施設を設置する特定事業場から排出される水の処理施設

○排出基準の設定（条例第 20 条、条例施行規則第 5 条）

【条例】

第二十条

知事は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

二、三 （略）

第二十八条

排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない

二 （略）

第六十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項の規定に違反した者

二 （略）

【条例施行規則】

第五条 条例第二十条第一項の排水基準は、別表第二から別表第四までに掲げるとおりとする。

二 （略）

別表第二（有害物質に係る汚染状態） 表（略）

別表第三及び別表第四（有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態） 表（略）

附 則（平成十五年四月一日規則第六十五号）

1 （略）

2 改正後の千葉県環境保全条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一 三の項に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、この規則の施行の日から令和四年十月三十一日までの間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、「五〇〇ミリグラム」とする。

（略）

附 則（令和元年十月二十九日規則第二十二号）

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。